

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の表示について

＝ 看板等に貼る証票の交付の手続き ＝

1 交付申請

以下の様式を郵便によることなく、選挙管理委員会に提出してください。

証票をはる立札及び看板の類の規格は、縦 150cm×横 40cm 以内です。この規格は、字句の記載できる部分のみではなく、その下に足がついている等の場合はその足等の部分も含まれます。

(1) 幕別町長又は幕別町議会議員の選挙の公職の候補者若しくは公職の候補者になろうとする者（証票枚数：4枚以内）→別記様式第2号

(2) 後援団体（証票枚数：4枚以内）→別記様式第3号

後援団体は次の①又は②の別により、それぞれ書類の添付が必要です。

① 後援団体が政治団体規正法第3条に規定する政治団体※であるとき

規正法第6条第1項及び第2項に規定する文書の写し

（北海道選挙管理委員会事務局十勝支所に提出した「政治団体設立届」の写し及び「後援団体の綱領、党則、規約等」）

※「政治団体」とは、次に掲げる団体をいう。

- 一 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- 二 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- 三 前二号に掲げるもののほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体
- イ 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
- ロ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

② ①に掲げる政治団体以外の団体等

会則、規約、役員名簿、最近の予算書などの後援団体の政治活動の実態を確認できる文書

2 異動届

申請書に記載された事項に異動（看板の設置場所の変更、後援会の代表者の変更など）があったときは、異動があった日から7日以内に別記第5号様式を選挙管理委員会に提出してください。後援会の代表者の変更など、証票交付申請書の内容に変更があった場合は、北海道選挙管理委員会事務局十勝支所に提出した「政治団体設立届」の「届出事項の異動届」の写しの添付が必要となります。

3 再交付

証票を紛失し、又は破損し、若しくは損耗したため再交付を受ける場合は、別記第6号様式による再交付申請書を郵便によることなく、選挙管理委員会に提出してください。

4 廃止

候補者等であることをやめたとき又は後援団体等であることをやめたときは、7日以内に別記第7号様式による廃止届を、選挙管理委員会に提出してください。その際、証票も併せて返還してください。